

「南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の概要

背景

平成23年6月20日から7月1日にかけてアルゼンチン、ブエノスアイレスにて開催された南極条約協議国会議において、南極特別保護地区の区域指定の変更、南極特別保護地区内での活動条件等を定める管理計画の改正及び南極史跡記念物の追加が採択された。

これを国内法制上担保するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則(平成9年総理府令第53号。以下「施行規則」という。)の一部を改正するもの。

概要

1. 南極特別保護地区の区域指定の変更(施行規則第1条関係)

4つの南極特別保護地区(第20、第22、第26及び第31)の区域を変更する。

2. 南極史跡記念物の指定(施行規則第8条関係)

中国の「長城基地の第一号棟」を新たに南極史跡記念物として指定する。

3. 南極特別保護地区ごとに認められる活動要件(施行規則第12条関係)

以下7つの南極特別保護地区について、認められる活動要件を追加、または一部変更する。

(1) 第16南極特別保護地区

- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・家きん又はその卵の加工品の持込みを禁止
- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日の明記

(2) 第20南極特別保護地区

- ・当該地区内で認められる活動に「教育活動」を追加

(3) 第22南極特別保護地区

- ・当該地区内で認められる活動に「教育活動」を追加

(4) 第26南極特別保護地区

- ・当該地区内への鳥綱に属する種の加工品の持込を禁止
- ・当該地区内で認められる活動に「教育活動又は考古学的調査」を追加

(5) 第31南極特別保護地区

- ・当該地区内での移動を徒歩のみに限定
- ・当該地区内に設置する工作物に撤去予定年月日の明記

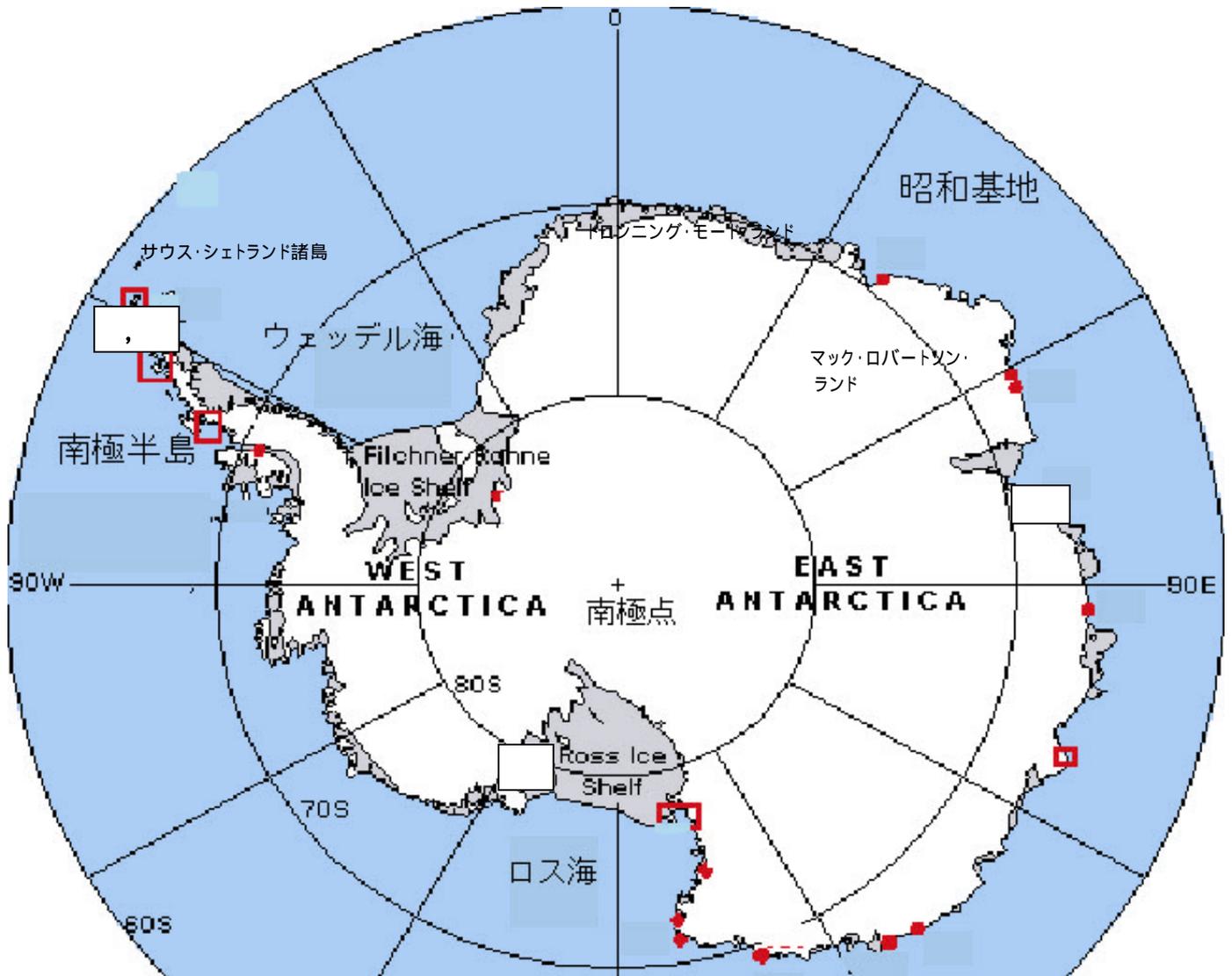
(6) 第49南極特別保護地区

- ・当該地区内で認められる活動に「教育活動又は考古学的調査」を追加等

(7) 第67南極特別保護地区

- ・鳥類等の繁殖期における航空機の使用制限等

各南極特別保護地区位置図



第 16 南極特別保護地区 (ロス島のバード岬のカーフリイ浜のニュー・カレッジ谷)

第 20 南極特別保護地区 (ポイント・ジオロジー群島)

第 22 南極特別保護地区 (ロス島のハット半島のアライヴァル高地)

第 31 南極特別保護地区 (ヴィクトリア・ランドのテイラー谷のカナダ氷河)

第 26 南極特別保護地区 (サウス・シェトランド諸島のリビングストン島のバイアズ半島)

第 49 南極特別保護地区 (サウス・シェトランド諸島のリビングストン島のシレフ岬)

第 67 南極特別保護地区 (プリンセス・エリザベス・ランドのイングリッド・クリステンセン海岸のホーカー島)

第 85 南極史跡記念物 (中国長城基地の第 1 号棟)

今回指定区域の変更がある地区